

第2部 関東食料・農業・農村の動向

Ⅲ 農村の活性化、都市と農村の共生・対流の促進

1 農業農村整備の状況

(1) 農業生産基盤整備の実施状況

① 農業農村整備事業の展開

農業農村整備事業を着実に推進

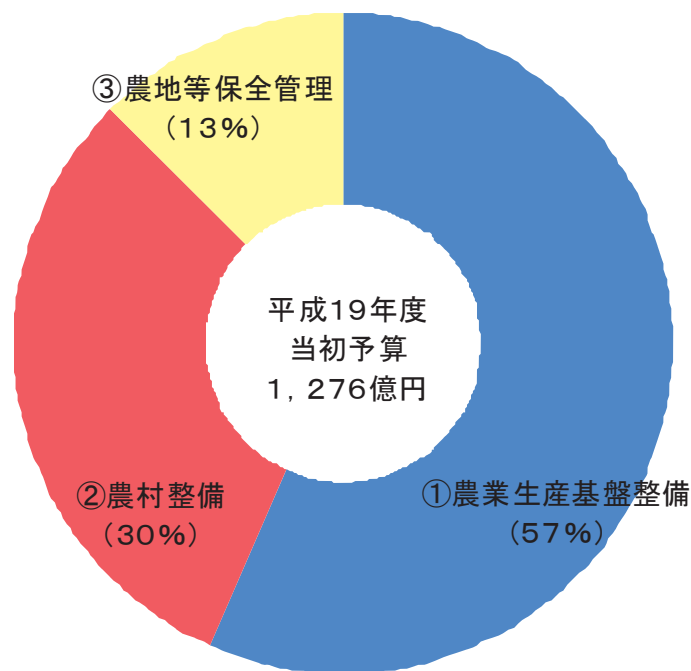
管内の農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）や「土地改良長期計画（15～19年度）」（平成15年10月閣議決定）に即し、食料の安定供給や多面的機能の確保をはじめとする農業・農村の重要な役割が効率的・効果的かつ持続的に発揮されるよう実施されている。

特に「食料・農業・農村基本計画」では、我が国の食料自給率の低下と地球規模での食料需給が逼迫する可能性が指摘されている状況のなかで、「食料安全保障の確保と食料供給力の強化」が重要な政策課題となっている。

農業農村整備事業は、①経営体が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる「農業生産基盤整備事業」、②快適な生活環境の形成に資するため生産基盤と一体的な生活環境の整備を行う「農村整備事業」及び③農地や農業用施設の保全を図るための農地の防災保全等を実施する「農地等保全管理事業」からなり、平成19年度の管内事業費（当初予算ベース）は1,276億円となっている（図Ⅲ-1-1）。

事業別にみた場合、農業生産基盤の整備に重点がおかれ、農村整備については、国と地方の役割分担の見直し等を踏まえつつ推進している。

図Ⅲ-1-1 農業農村整備事業費（平成19年度当初予算ベース）の内訳（管内）



資料：関東農政局調べ

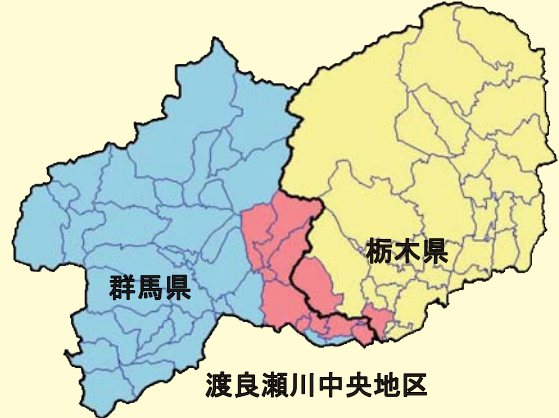
事例：農業災害の防止と“安全安心な地域社会の形成”への貢献

国営総合農地防災事業「渡良瀬川中央地区」（群馬県、栃木県）

渡良瀬川中央地区は、渡良瀬川と利根川に挟まれた低地地域で、栃木県南部から群馬県東部にまたがり、農地面積は9,400haとなっている。

当地区では、昭和46年から59年に実施された「国営渡良瀬川沿岸農業水利事業」及び群馬県の「県営渡良瀬川沿岸Ⅰ期事業」等による農業水利施設の整備により、旧藪塚本町（現太田市）を中心とする畑地ではスイカやホウレンソウ等の露地野菜の経営が、太田市、館林市を中心とする水田地帯では水稻と麦の二毛作や水田の畑利用での野菜等の栽培を組み合わせた複合経営が展開され、群馬県下でも有数の農業地帯となっている。

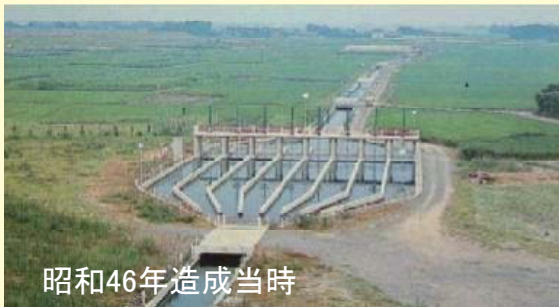
渡良瀬川中央地区 位置図(赤表示)



しかし、近年の急激な都市化や流域開発に伴う排水量の増加に対し、農業水利施設の排水能力が追いつかなくなり、広範囲にわたり農地への溢水、湛水被害が発生し、農業生産の大きな阻害要因となってきた。

おうら
邑楽頭首工周辺(館林市)

地域の現状

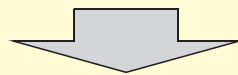


昭和46年造成当時



平成18年現在

流域開発が急激に進行



水路からの溢水状況



農地等への湛水被害



農地等への湛水被害

農業用水路からの溢水、農地への湛水被害の発生状況

河川に挟まれた低地である本地域においては、排水路の拡幅改修や排水機場の改修により排水能力の向上を図っているが、それだけでは水害時に下流域に広がる優良農地に二次被害を及ぼす危険性がある。そこで、これに加えて洪水調整を行う遊水池の造成を行うことで、農業用水路からの溢水や農地への湛水の解消を図っている。また、排水が行われる

第2部 関東食料・農業・農村の動向

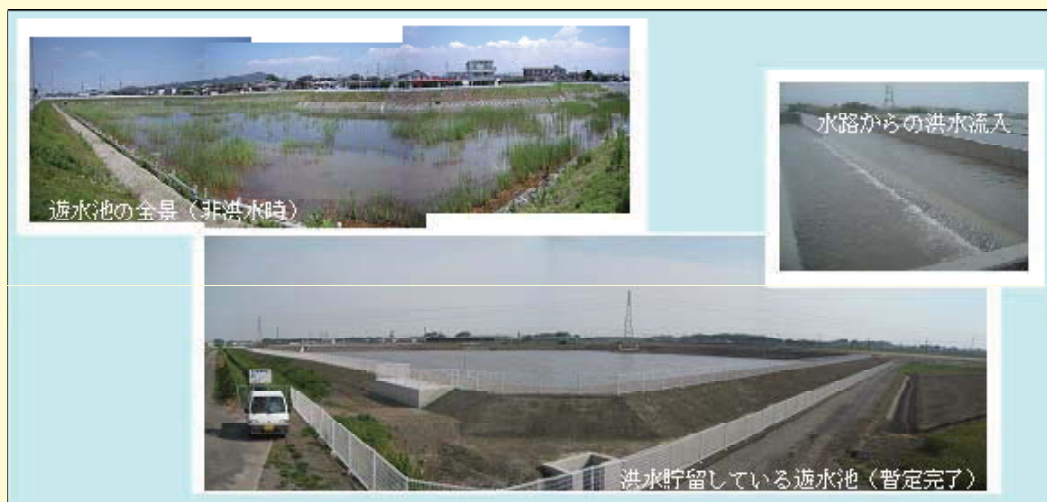
ことにより、やまのいも等の収益性の高い作物への転換や裏作の利用拡大など導入作物の多様化が可能となり、農業経営の安定化が図られつつある。

事業概要	
受益市町村	栃木県 足利市、藤岡町 群馬県 桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、 大泉町、 <small>おうらまち</small> 邑楽町
受益面積	9,400ha (水田6,140ha、畑3,260ha)
事業実施期間	平成12年度～22年度(予定)
総事業費	280億円(予定)
主要工事計画	排水機場改修：1か所(計画排水量 20.5m ³ /s) 遊水池造成：9か所、貯留能力約50万m ³ 排水路の拡幅改修等：16.6km

当該事業による整備

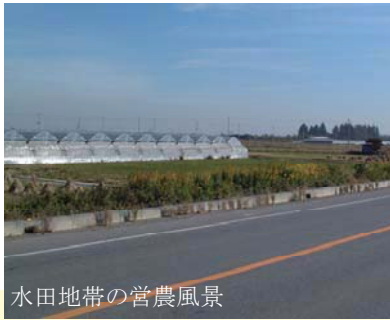


隣接する、国史跡^{いくしな}の生品神社に配慮し、排水路の防護柵を木製に更新するとともに、法面に芝桜を植栽



遊水池は、平時は池内が空になるように管理され(写真左上)、洪水時には、水路からの越流水(写真右上)を一時的に貯留する仕組み(写真下)になっている。

その後、水路の水位が下がってから遊水池に貯留された水を放流する。



水田地帯の営農風景



畑地帯の営農風景

水田農業及び露地野菜等が中心的な営農となっているなかで、排水機能の改善にあわせて施設野菜等が増加しつつある。

当事業で造成した遊水池は、9か所・貯留能力約50万m³の規模で、洪水時以外は水の貯留がないことから広大なオープンスペースとしての利用が期待できる一方、その維持管理に労力・費用をかけていかなければならない負担が生じる。

そこで、当事業では、将来の利活用を含め住民参加型の維持管理（協働管理）の導入を目指して、景観配慮や洪水時以外の施設利活用等について、地域住民の様々な意見を取り込んだ上で構造を決定している。この結果、一部の遊水池底地をオープンスペースとして利用するとともに、景観配慮と維持管理のバランスを考えて、法面を植栽をする遊水池とコンクリート張りにする遊水池を計画的に配置するなどの工夫を凝らしている。

この設計段階での住民参加の過程において、いくつかの遊水池では、将来、草刈り等の維持管理や住民利活用等を継続していくための組織が立ち上がっている。今後とも事業目的の達成に加えて、地域住民に事業完了後も継続的に愛され活用される施設造りに努めていくこととしている。



住民参加による整備工事(植栽)風景



住民参加による除草風景



大谷幹線遊水池における行政と地域住民との協働管理
法面に芝桜を植栽するとともに、年数回、住民参加による除草作業を実施

景観配慮より維持管理作業の低減に主眼をおいた、遊水池法面の例

満水位以下はコンクリートブロック、それ以上は防草シートにイワダレソウを点状に植栽

第2部 関東食料・農業・農村の動向

② 国営事業の実施状況

首都圏と首都圏に近接する優良農業地帯を対象に8地区の国営事業を実施

農政局管内は首都圏をかかえる有利な条件を活かした一大食料生産基地であり、農業水利事業を主体に国営事業を展開している。

19年度現在、かんがい排水事業7地区、総合農地防災事業1地区の計8地区で事業を実施中である（表Ⅲ-1-1）。

表Ⅲ-1-1 国営事業地区一覧（管内）

事業名	県名	地区名	(予定)工期(年度)
国営かんがい排水	茨城県	霞ヶ浦用水(二期)	平成4～平成20
		那珂川沿岸(一期)	平成4～平成23
		那珂川沿岸(二期)	平成6～平成26
	埼玉県・群馬県	神流川沿岸	平成16～平成24
	千葉県	北総中央 両総	昭和63～平成25 平成5～平成24
長野県	中信平二期	平成17～平成25	
国営総合農地防災	静岡県	大井川用水(一期)	平成11～平成21
		大井川用水(二期)	平成13～平成26
国営総合農地防災	栃木県・群馬県	渡良瀬川中央(一期)	平成12～平成21
		渡良瀬川中央(二期)	平成14～平成22

③ 国営事業の再評価について

事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から再評価を実施

農政局管内の国営事業については、10年度より事業の一層の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、事業採択後一定期間（18年度からは原則10年、次回は5年）を経過した地区を対象に、事業や関連事業の進捗状況、事業計画変更の必要性の有無、費用対効果分析の基礎となる要因の変化、社会経済情勢の変化等、諸情勢の変化を踏まえた事業の再評価システムを導入している。

当該年度に再評価を実施する地区では、都県、受益市町村、土地改良区など関係機関から、また専門的知見を有する学識経験者等による第三者委員会から意見を聴取し、それらを踏まえ、毎年8月末を目途に評価結果及び実施方針を決定、公表している。管内では、10年度から19年度までに11地区で再評価を実施した（表Ⅲ-1-2）。

表Ⅲ-1-2 国営土地改良事業等再評価一覧表

年度	事業名、地区名	評価結果（実施方針）
10年度	国営かんがい排水事業 北総中央地区	・着実に事業を実施し効果発現に努めるとともに、早急に計画変更を実施
	国営かんがい排水事業 両総地区	・着実に事業を実施、効果発現に努める
11年度	国営農用地再編開発事業 孺恋地区	・事業完了に向け事業の円滑な推進に努める
	国営総合農地防災事業 大里地区	・持続的な営農の定着を図る ・着実に事業を実施、効果発現に努める
12年度	国営かんがい排水事業 霞ヶ浦用水二期地区	・早期事業完了に向け事業を着実に推進する
	国営かんがい排水事業 安曇野地区	・早期事業完了に向け事業を着実に推進する ・自然豊かな地域の実情をふまえ景観や環境に配慮する
14年度	国営かんがい排水事業 那珂川沿岸地区	・早期事業完了に向け事業を着実に推進する
	国営かんがい排水事業 利根中央地区	・早期事業完了に向け事業を着実に推進する
	直轄地すべり対策事業 長野西部地区	・事業完了に向け事業を着実に推進する
15年度	国営かんがい排水事業 北総中央地区	・早急に計画変更を実施し、着実に事業を実施する
	国営かんがい排水事業 両総地区	・早期事業完了に向け事業を着実に推進する
16年度	国営かんがい排水事業 大井川用水地区	・事業計画に基づき、事業を着実に推進する
	国営総合農地防災事業 大里地区	・事業計画に基づき、事業を着実に推進する
17年度	国営かんがい排水事業 霞ヶ浦用水二期地区	・事業計画変更手続きを早急に了し、事業を着実に推進する
	国営総合農地防災事業 渡良瀬川中央地区	・事業計画に基づき、事業を着実に推進する
19年度	国営かんがい排水事業 那珂川沿岸地区	・早急に計画変更を実施し、着実に事業を実施する

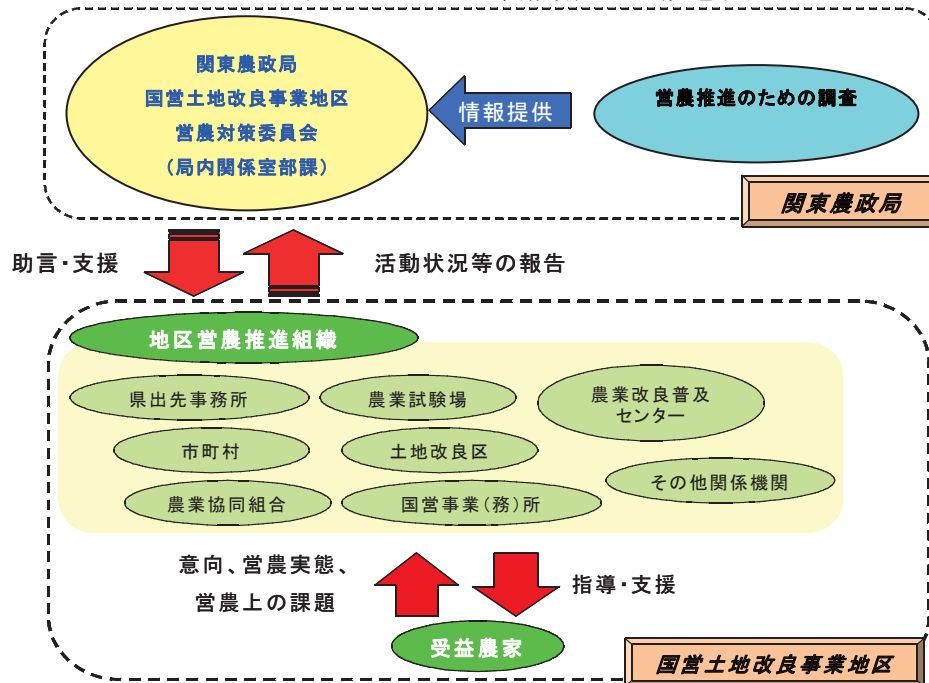
第2部 関東食料・農業・農村の動向

(2) 国営事業地区における農業経営体育成支援の取組

地区営農推進組織の活動支援、営農情報の提供等を実施

関東農政局では、国営土地改良事業地区において、整備されたほ場条件を活かした農業経営の展開を支援するため、「関東農政局国営土地改良事業地区営農対策委員会」（図Ⅲ-1-2）を組織し、地区営農推進組織の活動支援、営農情報の提供等を行っている。

図Ⅲ-1-2 営農推進の概念図



① 地区営農推進組織の活動支援

関東農政局では、県、市町村、土地改良区等の関係機関を参集して「営農推進担当者会議」を開催し、国営事業地区にかかる営農課題（畑地かんがい営農の定着、営農推進体制の整備・強化等）の検討や地区営農推進組織の活動状況（畑地かんがい実証ほ場の設置、広報誌の発行等）についての情報交換、関係施策等の情報提供を行った。

また、営農推進活動の活性化を図るため、地区営農推進組織等を対象に、先進地区での実践事例等についての講演会を実施した。

演題：青果物流通の現状と産地への期待

講師：(株)東急ストア商品本部 神木良和 青果部長

○青果物流通の現状

スーパー全体はこの5年間、商品の「上質化」により顧客単価を上げる方向に向かっている。朝取り・有機・地元という3つの理由があると高く売れる（お客様モニター調査によれば2～3割は高く買っても良いとの結果）。当社では、有機特別栽培農産物の取扱量を全野菜中の18%から3年間以内に3割まで上げたいと考えている。



○今後の食料消費

今後、日本の人口は年間70万人ずつ減少するといわれている。食品消費も年間約5千億円ずつ減少し、当然青果物も消費が低迷する。青果物の一番の競合品目は野菜ジュースとサプリメントである。量を野菜・果物で摂るのは難しく、果汁として、ジュースとして、サプリメントとして摂るという消費が増えている。

○量販店が求める商品

量販店が求める商品とは価格競争にならないものである。朝取り、有機、エコファーマー、美味しい、糖度保証、限定数量、地元、こういった特徴ある商品、高品質の商品を求める。また、他社が参入しにくい商品を望んでいる。それが年間を通して農産物を比較されずに高く売るポイントとなる。

○産地への期待

生産者には、スーパーに行って、どういう売り方をされているかを見ていただきたい。また、売り先を決めた流通形態を選んでもらいたい。市場に出すだけでは買い叩かれるため、一部でも予約相対で売り先を決め、地元スーパーに責任をもって出荷してみることを提案する。

競合があるなかで、差別化ができると高く売れるため、特徴ある商品をつくることが重要である。

演題：水で潤う緑の郷～赤城西麓地区における畑地かんがいの推進について～

講師：赤城西麓土地改良区 桐澤玉城 次長

○畑地かんがいの振興

群馬県の中央に広がる赤城西麓地区は、日照時間は多いが雨は少なく、干ばつに強いコンニャク栽培が中心の不安定な営農を余儀なくされていた。このため、根利川を水源とする国営赤城西麓農業水利事業を導入し、畑地かんがい施設等の整備を推進した。

○土地改良区の営農への係わり

「土地改良区は畑作営農に積極的に関与していくべき」との信念のもと、平成4年に関係機関からなる「赤城西麓用水営農推進協議会」を組織し、新規作物の実証ほ設置、畑地かんがい営農のデモンストレーション、農作物共励会への参加等を行い、畑地かんがい技術の普及と向上を目指している。

○取組の成果

生産者、関係機関が一体となった取組により、畑地かんがい整備率は7割に達し、露地野菜の専作農家や施設野菜栽培と露地野菜の複合経営農家が多く見られるようになった。この結果、規模拡大が可能となり、効率的な経営が展開され、農業経営の改善が図られている。また、本地区における耕作放棄地は皆無である。



赤城西麓地区で畑地かんがい整備により作付けが増えたレタス畑。後方の山は、武尊山

○今後の展望

今後、担い手育成のため、連坦して農地集積ができるよう、農業委員会等と連携して地図情報システムを構築し、生産者に提供していく予定である。また、消費者ニー

第2部 関東食料・農業・農村の動向

ズに対応した安全・安心の農産物づくりという観点から、地域団体商標の取得等によるブランド化の推進や環境保全型農業への取組支援を行っていく。

現在、土地改良区は、事業の実施だけでなく営農と事業をどう関連付けるかを考えながら農協や普及組織と一緒に生産者の営農を支援していく時代になっており、事業実施中から営農と事業の関連付けを考えていく必要がある。これにより担い手対策や耕作放棄地対策にもつながっていく。

関東農政局では、国営土地改良事業及び営農の推進に著しく功績のあった方々を対象に「国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰」を実施し、19年度は5団体が関東農政局長賞を受賞した（表Ⅲ-1-3）。

表Ⅲ-1-3 平成19年度国営土地改良事業地区営農推進功労者表彰受賞団体

県名	市町名	国営事業地区名	受賞者
茨城県	稲敷市	新利根川沿岸	有限会社 ^{みなみおた} 南太田営農組合
埼玉県	神川町	^{かんながわ} 神流川沿岸	^{かみかわ} 神川花卉生産組合
山梨県	笛吹市	笛吹川	J A ^{みさか} ふえふき御坂ブロック花卉部バラ部会
長野県	安曇野市	安曇野	農事組合法人 ^{こだた} 小田多井生産組合
静岡県	浜松市	浜名湖北部	J A とびあ浜松ぶどう研究会

○受賞団体の事例

【有限会社 ^{みなみおた}南太田営農組合】

同社は、国営土地改良事業等により生産性の高い汎用農地が整備されたことを契機に、地域の水田を集積して効率的な土地利用型農業を展開するとともに、施設いちご栽培を導入して収益性の高い経営を確立し、地域農業の担い手として活躍している。また、試験研究機関と共同で、大豆の不耕起狭畦播種栽培をはじめとした新しい農業技術の実証を行うなど、先進的な農業技術の確立に大きな役割を果たしている。



② 営農情報の提供

関東農政局では、「国営土地改良事業地区における優良事例」等をテーマに、営農情報誌「Let's 農業」を発行し、管内国営土地改良事業に関係する土地改良区、市町村、県に配布した。なお、バックナンバーは、関東農政局ホームページ (http://www.maff.go.jp/kanto/nouson/shigen/lets_nougyou/index.html) に掲載している。



(3) 土地改良区（水土里ネット）の現状と新たな取組

① 土地改良区（水土里ネット）の現状と課題

土地改良区は、土地改良法に基づき都道府県知事（地域が2都県以上にわたる場合は農林水産大臣）の認可により設立され、土地改良事業（農業用排水施設の整備、区画整理及び土地改良施設の維持管理等）及びその附帯事業を行う法人である。また、土地改良区は、組合員の強制加入、経費の強制徴収、設立や解散の認可制、選挙管理委員会による総代の公選、役員に対する収賄罪の適用等の特徴をもつ、極めて公共性が強い団体である。

管内の20年3月末現在の土地改良区数は、1,187地区となっている（表Ⅲ-1-4）。

表Ⅲ-1-4 土地改良区面積別地区数（平成20年3月末現在）
（単位：地区数、%）

	100ha 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000 ha以上	計
管内 (割合)	557 (46.9)	314 (26.5)	106 (8.9)	105 (8.8)	74 (6.2)	31 (2.6)	1,187 (100.0)
全国 (割合)	2,500 (45.7)	1,293 (23.6)	503 (9.2)	547 (10.0)	438 (8.0)	193 (3.5)	5,474 (100.0)

資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

近年では、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、農業と農村の基盤となる農業用水等の資源を管理する土地改良区と組合員たる農業者は、その一層積極的な活動が期待されている。

しかし、農業者の高齢化、後継者不足、農家所得の低迷、農村地域の都市化・混住化、農家意識の多様化に伴う施設管理の粗放化等を背景に、土地改良区の組織運営基盤が脆弱化してきており、その機能を十分に発揮できない事態も生じている。

このため、農林水産省では、その役割を発揮することができるための組織運営基盤を確保する「土地改良区組織運営基盤強化対策」に基づき、土地改良区の合併等に要する経費の助成等を実施し、その強化等を図っているところである。

また、管内の各県においては、土地改良区の合併等再編整理のために策定した土地改良区統合整備基本計画に基づき、合併に関する土地改良区間の賦課金の格差、施設や財産の処分、役職員の処遇、事業形態の差などの個別の問題に対応しながら、土地改良区の整理統合を進めている。

その結果、土地改良区統合整備基本計画を策定した時点における土地改良区数は1,330地区であったが、19年度末では1,187地区に整理統合され、一定の成果をあげている。管内各県においては、今後も引き続き合併等を推進しているところである（表Ⅲ-1-5）。

第2部 関東食料・農業・農村の動向

表Ⅲ-1-5 管内各都県の土地改良区統合整備基本計画の策定
及び進捗状況（平成20年3月末現在）

	計画策定年度の状況		18年度末 改良区数	19年度末 改良区数 (B)	増減(▲)数 (B-A)
	年度	改良区数 (A)			
茨城県	平成15年	247	223	222	▲ 25
栃木県	17	274	244	216	▲ 58
群馬県	—	88	75	74	▲ 14
埼玉県	17	116	113	113	▲ 3
千葉県	19	228	229	228	0
東京都	—	6	6	6	0
神奈川県	12	47	38	36	▲ 11
山梨県	19	63	64	63	0
長野県	15	125	119	118	▲ 7
静岡県	17	120	118	111	▲ 9
管内		1,314	1,229	1,187	▲ 127
全国			5,632	5,474	

資料：関東農政局土地改良管理課調べ

② 21世紀土地改良区創造運動の展開

21創造運動表彰を実施し模範となる“水土里ネット”を紹介

農業用水路のネットワークは全国で40万kmにも及び、農村の健全な水循環を形成し、農地を潤すことによって、安全で安心な「食」と「農」の基盤づくりを担うとともに、美しい農村の形成にも寄与している。

土地改良区では、広く国民の方々に、農業用水路や農地が担っているこれら機能を再認識していただき、その管理を行っている土地改良区の役割を理解していただくとともに、農業の多面的機能の確保などの役割を土地改良区がどのように果たして行くべきかを地域の方々とともに考え実践していく「21世紀土地改良区創造運動（以下「21創造運動」という。）」を展開している。その運動の一環として、14年度に土地改良区の愛称を「水土里ネット」とし、15年度からは全国の模範となる土地改良区を表彰し広報誌等で広く国民に紹介する「21創造運動表彰」が実施されている。

19年度は、「水土里ネットうえのはら」（山梨県）が21創造運動大賞に選ばれ、19年10月の三重県で開催した全国土地改良大会において表彰された。また、「水土里ネット大間々用水」（群馬県）、「水土里ネット見沼代用水」（埼玉県）、「五郎兵衛用水水土里ネット」（長野県）が関東地方大賞に選定された。

水土里ネットうえのはらは、小学生を対象に実施している「上野原用水の学習」をはじめとする水路の学習活動や、19年度から開始した農地・水・環境保全向上対策による地域住民を巻き込んだ清掃活動等の取組が評価された。

21創造運動表彰を通じて、愛称の浸透・定着を促進し、「地域とともに歩む土地改良区」を目指すとともに、土地改良区の役割がより一層、国民に理解されるよう努力している。

事例：「上野原用水」を次世代に伝える

「水土里ネットうえのはら」（山梨県上野原市）

19年度21創造運動表彰・大賞受賞

水土里ネットうえのはらは、山梨県東部、上野原市の河岸段丘に位置する受益面積35haの水土里ネットである。

段丘上にある本地域では、恒常的な水不足により飲料水にも事欠く状況であったが、大正8年に上野原用水を造成したことで、稲作が可能になるとともに生活・防火用水も十分に確保できるようになった。その後、関東大震災で用水路に大きな被害を受けた際には、復旧のため地域の人々に義務人足を課し、所有する農地を担保にして金を借り入れ負担金を捻出したりするなど、多大な労力と資金を投入して用水路を復活させた。



第2部 関東食料・農業・農村の動向

上野原用水は、このような苦難を乗り越えて現在の町の礎を築いた大変貴重な地域財産であり、この財産を未来に引き継ぐために、同水土里ネットでは地域住民・教育機関・行政とともに、用水路及び用水路の果たしてきた役割について次世代に伝えていきたいと考えている。

そのため、同水土里ネットでは、平成14年から小学校4年生を対象に上野原用水の歴史や役割についての学習会や水路の見学会を開催している。学習会では用水が作られた理由や建設に関わった人々の苦難、用水ができたことによる町の発展状況等について説明を行った。水路の見学会では、用水の取り入れ口やサイフォン等を見学し、施設の役割等について、クイズ形式での説明を行った。また、ため池の改修工事にあわせ、地域住民の協力を得てため池に



地域の小学生による上野原用水の見学会

生息する魚類等の「生きもの調査」を実施した。

平成19年度から始まった、農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、地元の5自治会をまとめ、道路の補修、畦畔けいはんの草刈り、水路の泥上げなど、農家のみならず住民の協力のもと、地域一体となった活動を行っている。

このような地域住民と一体となった様々な21創造運動の展開により、上野原用水は、農業用水としてだけでなく地域全体の用水として再認識されるとともに、貴重な地域財産として歴史や環境の学習などに利活用されている。

(4) 農業農村整備の新たな展開方向

施策の重点化・効率化を図りつつ地域の現状を踏まえた事業を展開

「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）等を踏まえ、管内の農業・農村の現状を把握し、様々な生きた地域情報を収集・活用しつつ、以下の点に重点をおいて、農業農村整備事業等を展開している。

ア 農業水利ストックの有効活用

既存の農業水利施設を有効活用し、ライフサイクルコスト（施設の建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）を低減するため、国や都県が造成した基幹的な農業水利施設を対象に、機能診断から予防保全対策、更新整備までを一貫して実施できる仕組みを整備

イ 農業の構造改革に資する基盤整備

基盤整備を契機として、集落営農の組織化・法人化等へ向けた取組を支援するなど、担い手の育成・確保や農地の利用集積をさらに促進

また、地域農業の発展段階に応じて担い手が必要とする基盤整備の内容を選択する方式（段階的基盤整備）を、モデル地区での計画策定や経営体育成基盤整備事業等の実施を通じて実証し、基盤整備を契機とした担い手の育成・確保や農地の利用を促進

ウ 農村地域における安全で安心な暮らしの実現

防災上重要な土地改良施設について水位、降雨量等の防災情報をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備や、技術者のボランティアによる防災指導體制の強化を推進

良質な農業用水の安定的な供給と国土保全のため、水源地域の水源かん養機能等の向上に向け、森林の整備と地域住民への水源地域を取り巻く現状と課題についての啓発活動等を一体的に実施

エ 農地・水・環境保全向上対策の本格導入

農業者以外に地域住民等の多様な主体が参画した共同活動組織において、農地・農業用水等の資源の保全・質的向上を図る「共同活動」と、共同活動の地域内で実施する、農業者ぐるみによる先進的な「営農活動」を総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を本格的に実施